2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における令和３・４年度港湾土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の競争参加資格審査の申請を行い、受理されていること。さらに、開札の時までに、当該一般競争参加資格の決定を受けていること。なお、当該決定を受けていない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

また、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、開札の時において、九州地方整備局における令和３・４年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

なお、開札の時において、上記客観点数が1,150点に満たない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、開札の時において、九州地方整備局における令和３・４年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上の者であること。）

なお、開札の時において、上記客観点数が850点に満たない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸における1,000ｔ/函以上のケーソン据付工事

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸における1,000ｔ/函以上のケーソン据付工事

さらに、他の構成員は、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本工事で申請できる配置予定技術者は１名とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、平成17年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

⑹　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満たしている者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

また、本工事で申請できる技術指導者は１名とする。

①　⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②　本工事における主任（監理）技術者として専任を要する期間中に他の工事に技術者として従事していないものであること。

③　専任で配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

また、配置予定の主任（監理）技術者（技術指導者を配置する場合は、当該技術指導者を含む）は、２⑸（又は２⑹）に掲げる基準を満たす他の技術者に変更することができる。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑼　本工事に係る技術提案の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案を提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

以上のとおり、提出された技術提案又は施工計画（標準案）が適正であること。

⑽　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。